答弁第一一六号平成二十三年三月十一日受領

内閣衆質一七七第一一六号

平成二十三年三月十一日

議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議員木村太郎君提出国民の生命線たる道路に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出国民の生命線たる道路に関する質問に対する答弁書

一及び三について

高規格幹線道路も含め、 国民の生命と暮らしを守る上で、真に必要な道路整備については、 厳格な事業

評価を実施した上で、戦略的に実施していくこととしている。

二について

国民の生命と暮らしを守るため、水害、 地震、 津波等の災害時における緊急輸送や迂回ルートの確保に

資する道路整備を進めることは重要と考えている。

四について

道路事業の実施に当たっては、 その効率性及び実施過程の透明性を確保するため、 厳格に事業評価を実

施することが必要と考えている。

なお、 地域の課題を踏まえた事業評価を行うことは重要であると考えており、 御指摘の 「過疎地域を結

ぶ道路や高次医療施設へのアクセス改善」等の道路事業に係る多様な効果の取扱いも含め、 客観的かつ厳

格な事業評価の在り方について引き続き検討していきたいと考えている。

_

五について

道路事業の新規事業採択に当たっては、 「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」

(平成二十二年四月一日付け国官総第三百六十七号及び国官技第三百六十九号国土交通事務次官通達) 等

に基づき新規事業採択時評価を実施し、渋滞対策としての効果や歩行空間の確保等の自動車や歩行者への

地域経済に与える影響、災害等による影響の低減等の多様な効果について把握した上で、便益が費

用を上回っていること等を確認することとしている。

影響、